

改憲論のねらいと日本国憲法の価値

2005.1.25 伊達カルチャーセンター
奥野垣久(室蘭工業大学)

はじめに～私たちを取り巻く「危うさ」～

巨大な権力の「暴走」

- アメリカ軍等によるイラク攻撃/イラクへの自衛隊「派遣」とその延長/NHK番組の内容への与党政治家の圧力/ビラ配布への弾圧 理性や法は、無力なのか?
- 「勝ち組」「負け組」社会と戦争のできる国づくり
- ・将来の生活の不確実化に直面し、その不確実に耐えられない
 - 「やけ型犯罪」「自暴自棄的犯罪」「不幸の道連れ型犯罪」(山田昌弘『パラサイト社会のゆくえ - データで読み解く日本の家族』(ちくま新書、2004年))
- ・「勝ち組」は、グローバル競争での勝利に向けて世界規模で活動できる自衛隊を要講
- 「急速に広まってきたアパシー(無気力)社会」(保坂正康)
- 「現実に積極的に立ち向かう意思や気分を失いつつある...幸ともに考えていては、生活が立ちゆかない」(高村薫)

1、憲法とは何か?

近代立憲主義...憲法によって権力を創るとともに、憲法によって権力を拘束

- 国家の最高法、授權規範、制限規範

憲法99条：天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

近代憲法から現代憲法へ

近代憲法(19世紀) = 自由国家、消極国家、夜警国家、「小さな政府」

資本主義の発達、産業革命 貧富の差、階級対立 労働運動

現代憲法(20世紀) = 社会国家、積極国家、福祉国家、「大きな政府」

...国家による弱者保護のための活動、強者の経済活動を規制

財政赤字、経済のグローバル化(地球規模での競争)

新自由主義(20世紀後)?

...競争原理を前提に国家の仕事は縮小、予算の重点配置

2、日本国憲法の特徴

現代憲法としての日本国憲法

憲法22条：何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由をする。

憲法25条：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

：国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

「憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである」(最大判1972.11.22)

徹底した平和主義

憲法前文：...日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚す

るのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。...

憲法9条 : 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

: 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

- ・「信頼の原則」に立脚
- ・「人権」としての平和（平和的生存権） 「政策」としての平和
- ・非軍事平和主義一学説の多数説は自衛隊違憲 / 政府ですら「自衛のための必要最小限の実力」として自衛隊を合憲（専守防衛論）

3、今日の改憲論の「ねらい」～主として、自民党の改憲構想から～

憲法9条の改定

- ・海外での自衛隊の活動の自由化、海外での武力行使を可能に
「冷戦」の終結（1989）、湾岸戦争（1991）、PKO協力法（1992）、周辺事態法（1999）、テロ対策特別措置法（2001）、有事3法（2003）、イラク復興特別措置法（2003）、有事関連7法（2004）
= 自衛隊の海外活動を「本務任務」格上げの動き
- ・自衛隊の明記 国民が「軍」を憲法で認知 / 「軍」が堂々と表に出てくる日本社会に
/ 軍事優先の社会に

新自由主義改革の推進...スピーディに政治判断を実行。社会権の軽視

国家主義の強調

- = 「国旗は日章旗、国歌は君が代」「日本国民は国家の独立と安全を守る責務を有し、国家緊急事態にあたっては、法律に定めるところにより、国、地方自治体その他の公共団体の実施する措置に協力しなければならない」「教育は我が国の歴史・伝統・文化を尊重し、郷土と国を愛し、国際社会の平和と発展に寄与する態度をかん養することを旨として行われなければならない」
(自民・新憲法草案大綱の素案 2004.11.17)

授權規範・制限規範としての憲法から、国家像・国民行為規範としての憲法へ

- = 「新しいタイプの憲法は、何よりもまず、日本国民の意思を表明し、世界に対して国のあり方を示す一種の『宣言』としての意味合いを強く持つものでなければならない。そのことを通じて、これを国民と国家の強い規範として、国民一人ひとりがどのような価値を基本に行動をとるべきなのかを示すものであることが望ましい」(民主憲法提案中間報告)

「この国の国民はこういうふうにものを考えれば幸せになれるんですよということをおおまかな国のなかで規定してほしいというのは、潜在的にマジョリティーの国民が持っている願望ではないか」
(2004.3.11 伊藤信太郎 自民衆議院議員)

国民の「常識」を援用しての国民管理（「非国民」づくり）

- 一部に常識に反する裁判、裁判官の報酬減額、司法への国民参加、犯罪被害者の権利

4、今なぜ、改憲論か？

経済のグローバル化にともなう日本の大企業の多国籍化。1985年の「プラザ合意」

新自由主義政策 ・ 民営化、規制緩和、地方分権

・ 福祉や教育に対する国家責任の縮小

・ 「弱者保護」よりも「個人の自立」「自己責任」

「国際競争力の強化」というキーワード

軍事大国化 ・ アメリカの要請

・ 自衛隊の海外派遣体制の確立で海外における日本の権益保護。アメリカを盟主とする国際秩序の中で、日本が上位の地位を占めたい欲求

国内の「勝ち組」を支えることで「勝ち組」の国・日本になるための憲法を / 「勝ち組」「負け組」をつくらないという日本国憲法への敵視 / 一人ひとりの「暮らし」という視点の欠如

5、憲法9条の価値

「戦争を止める最強のプレーキ」 / もし、憲法9条がなければ、イラク攻撃にさいして日本は？

・ 現在の政府といえども、憲法9条に縛られている

- 不可能な海外での武力行使、非核三原則、武器輸出三原則

・ 国民の平和運動の「支え」

「軍事によらない平和」という未来へ向けての平和構築の可能性 = 「国際貢献」

現在平和学の到達点 二つの暴力の克服

直接的暴力、構造的暴力

アジアを中心とした平和外交の「切り札」

「今、もっとも日本に求められているのは、超大国アメリカのいいなりになることではありません。多くの国々に信頼される、この国なりの将来構想を示すことです。軍事力に頼らずに国際社会に貢献し、他国と協力して平和をめざす。そうした、実行可能な平和のビジョンが必要なのです。憲法9条は、そのための力となりこそすれ、足をひっぱるものではありません」(竹中千春、2004.10.29)

むすびにかえて～改憲策動を阻止し、平和憲法に基づく政治を実現する～

進行する改憲策動

- ・自民、氏主、公明による改憲案づくり
- ・国会では改憲派が多数。拮抗する国民世論

憲法96条：この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法「改正」国民投票法案の問題点（渡辺治『憲法運動』336号）

- ・一括賛否方式か、各条ごとの賛否か
- ・国民投票運動の自由に対する制限／選挙と同時に投票が行われる場合

今、国民自身の手で改めて平和憲法を「選び直す」ことの意義 真の立憲主義国家へ

最も危険な「思考停止」と「沈黙」／克服するための新たな「連帯」と展望

- ・「9条改正に反対する世論が高まり、自民党や民主党のなかでも、『これはまずいな、改憲はしたいがそんなことをしたら保守政党が危ない』という状況が作られたときに初めて憲法の改悪は阻止できる」
- ・保守政党を脅かす、今までにない連携した運動を地域からつくってプレッシャーをかける

伊達・室蘭地域で、それぞれが運動を活発化させつつ、時に協同で成功させる

「憲法を守る室蘭地域ネット」結成（04.11.30）／高遠菜穂子講演会（3.10 18:30～室蘭市民会館、「前売り券」持参者優先）／イラク攻撃2周年反戦行動（3.20）／小森陽一講演会（4.23 18:30～室蘭市民会館）

【参考文献】

- ・斎藤貴男『安心のファシズム - 支配されたがる人びと -』（岩波新書、2004年）
- ・憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』（岩波新書、2004年）
- ・吉田敏浩『ルポ戦争協力拒否』（岩波新書、2005年）
- ・憲法会議『月刊憲法運動』

Tel 03-3261-9007 Fax 03-3261-5453

【憲法を守る室蘭地域ネット】連絡先

- ・代表：増岡敏三 Tel 0143-22-4714 Fax 0143-22-4716
- ・事務局：奥野恒久 Tel 0143-46-5821

okuno@mmm.muroran-it.ac.jp